

議 事 概 要

日 時：令和 2 年（2020 年）8 月 7 日

開催方式：書面会議

1. 大規模氾濫減災協議会の趣旨について

「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するため、ハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進する必要があることから、平成 29 年（2017 年）の水防法改正時に「大規模氾濫減災協議会」制度が創設された。

2. 胆振総合振興局河川減災対策協議会規約の改定について

組織機構改革等により、別表 3（幹事一覧表）を改定した。

3. 議題（「地域の取組方針」に関するフォローアップ）

「水防災意識社会再構築ビジョンに基づく胆振総合振興局管内河川の減災に係る取組方針」（以下、「地域の取組方針」という。）に基づき、関係者の令和元年度（2019 年度）取組状況、令和 2 年度（2020 年度）の取組予定内容について報告し、洪水氾濫による被害を軽減するための情報共有を図った。

【情報共有を図った内容】

- ①円滑かつ迅速な避難のための取組
- ②的確な水防活動のための取組
- ③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組
- ④河川の施設整備に関する取組

4. 室蘭建設管理部の取組状況について

（1）河川整備（ハード対策）の取組状況

令和元年度（2019 年度）の取組状況、令和 2 年度（2020 年度）の取組予定内容について報告した。

【取組を報告した河川】

安平川、白老川、ウヨロ川、ブウベツ川、知利別川、チマイベツ川、シャミチセ川、気門別川

(2) 危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラ（ソフト対策）の設置状況

①危機管理型水位計について

令和元年度（2019年度）までに供用開始したことを報告した。

②簡易型河川監視カメラ

令和2年（2020年）7月7日に供用開始したことを報告した。

(3) 既存ダムของ事前放流について

ダムによる洪水調節は、下流の全川にわたって水位を低下させ、洪水氾濫を軽減することができるため、ダムによる洪水調節機能の強化は、有効な治水対策の一つである。

このため、洪水発生前に利水容量の一部を事前に放流し、洪水調節に活用することなどを検討しており、管理者と令和2年（2020年）7月中旬から事前協議を開始する予定であることを説明した。

5. 情報提供について

(1) 室蘭地方气象台

「防災気象情報の伝え方の改善」に関する取組などについて情報提供した。

(2) 胆振総合振興局（室蘭建設管理部）

平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化されたため、防災部局のみならず、保健福祉部局等への情報提供をお願いした。

6. 今後の予定について

次回の協議会は、令和3年（2021年）の出水期前を目処に開催することを説明した。